

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 阪田 渉

ウクライナ（「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）からの貨物に対する輸入の禁止措置に伴う税関の対応について

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする全ての貨物に対する輸入禁止措置を実施することが決定され、本日（2 月 26 日）、「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする全ての貨物の輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が本日公布、施行された。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸入の禁止措置の実行の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、通関関係書類等により貨物の原産地を確認するとともに、検査に際しては、貨物等に付された表記等により貨物の原産地を確認することとし、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸入の禁止措置の実行を確保すること。
2. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

経済産業省

官 印 省 略
20220225 貿局第3号
令和4年2月26日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

ウクライナ（「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）に係る輸入禁止措置について

上記の件について、令和4年2月26日付け閣議了解に基づき、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

○経済産業省告示第二十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和四年二月二十六日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地 域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係</p>	<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地 域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係</p>

る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目 番 号	関 税 率 表 の 番 号 等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	全貨物
ウクライナ (クリミア 自治共和国 、セヴァス トポリ特			

る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目 番 号	関 税 率 表 の 番 号 等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	全貨物
ウクライナ (クリミア 自治共和国 又はセヴァ ストポリ			

<p>別市、「ド ネツク人民 共和国」(自称)又は 「ルハンス ク人民共和 国」(自称)を原産地 とする場合 に限る。)</p>					<p>特別市を原 産地とする 場合に限る 。)</p>			
<p>第2 [略]</p>	<p>第2 [略]</p>							
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>								

附 則

この告示は、公布の日から施行する。